

○国土交通省告示第千百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年九月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 独立行政法人水資源機構

第2 事業の種類 一級河川筑後川水系赤石川大山ダム建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県日田市大山町西大山字スキ先、字瀬古ノ上、字瀬古、字立平、字コバノ迫、字鳥居ノ元、字池ノ平、字袋山、字カヤノ迫、字鳥ノ内ノ迎、字ツメノ坂、字山神、字川久保ノ迎、字矢所ノ迎、字柳流、字中フヂ、字中段、字中来、字坂中、字田ノ元、字田ノ頭、字清水坂、字古田、字金ノ平、字大道、字下山、字長迫、字井川尻、字タル水、字アクタ神、字道ソ子、字広瀬、字松原、字上山、字年神ノ向、字セコミチ、字セコノ迎、字ウルシカ迫、字柚ノ木、字川久保、字川久保ノ上、字矢所ノ上、字二左エ門ツク、字シイ谷、字クルウトン、字谷頭、字中村、字矢所、字荒谷、字ヲキナカ、字作り道、字藤木、字駄床、字石原、字出ノ上、字ドロ淵、字小浦岩及び字広瀬ノ上並びに前津江町大野字小薮及び字八瀬林地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県日田市大山町西大地内及び前津江町大野地内に施行する「一級河川筑後川水系赤石川大山ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項で準用する同条第1項の規定により、平成17年4月15日付けで国土交通大臣が閣議決定を経て変更決定した「筑後川水系における水資源開発基本計画」（以下「変更基本計画」という。）に基づく事業であることから、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「水資源機構法」という。）第12条第1項第1号に関する事業であり、法第3条第34号に掲げる独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が設置する水資源機構法による水資源開発施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、水資源開発公団法（昭和36年法律第218号。平成14年法律第182号により平成15年10月1日廃止。以下「旧水公団法」という。）第19条第1項の規定により、主務大臣である建設大臣（現国土交通大臣。以下同じ。）が、平成元年1月24日付けで内閣総理大臣が閣議決定を経て変更決定した「筑後川水系における水資源開発基本計画」に基づき「大山ダム建設事業に関する事業実施方針」（以下「事業実施方針」という。）を定めて水資源開発公団（以下「旧水公団」という。）にこれを指示し、これを受けた旧水公団が、旧水公団法第20条第1項の規定により、事業実施方針に基づいて作成した事業実施計画について、平成4年9月16日付けで主務大臣である建設大臣から認可を受けている。その後、水資源機構法附則第4条第1項の規定により旧水公団から業務を承継した水資源機構は、水資源機構法第13条第1項の規定により、変更基本計画に基づいて作成した事業実施計画（以下「変更実施計画」という。）について、平成17年8月8日付けで主務大臣である国土交通大臣から変更認可を受けていることから、起業者である水資源機構は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一級河川筑後川水系筑後川（以下「筑後川」という。）は、その源を熊本県阿蘇郡瀬の本高原に発し、津江川や赤石川等多くの支川を合わせながら筑後平野を貫流し、さらに早津江川を分派し有明海に注ぐ幹川流路延長143km、流域面積2,860km<sup>2</sup>に及ぶ九州最大の河川である。

筑後川は、熊本、大分、福岡、佐賀の4県にまたがり、古くからかんがい水源や舟運の航行路として利用され、また、近年では、急速な経済発展及び産業構造の変化によって、発電、水道用水、工業用水等の供給源としての役割も担うなど、筑後川流域はもとより、福岡都市圏を含む広く九州北部地域における社会経済上重要な河川であるところ、過去に何度も豪雨による氾濫が生じており、特に昭和28年6月の梅雨前線に伴う集中豪雨では沿川各所で堤防が破堤し、死者147名、家屋損壊12,801戸、床上浸水家屋49,201戸、床下浸水家屋46,323戸にも及ぶ被害が発生した。その後も、昭和55年8月の秋雨前線による豪雨では、床上浸水家屋713戸、床下浸水家屋7,395戸の被害が発生し、また、平成2年7月の梅雨前線による豪雨では、家屋損壊60戸、床上浸水家屋937戸、床下浸水家屋12,375戸の被害が発生した。

このように筑後川流域では過去に何度も浸水被害が発生している一方、1年のうち10月から3月にかけては降雨量が少なく、また、かんがい期である夏場において無降雨が続くと河川流量が激減することから、近年でも昭和53年、平成6年、平成14年など頻繁に渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境等に大きな影

響を及ぼしている。なお、この平成6年渇水時には、24市町村において295日間にも及ぶ給水制限が行われ、また、耕地面積の約40%が用水不足となり、枯死等の育成不良が約10%の農地で発生するなど、その被害額は約32億円に達した。

加えて、福岡市を中心とする福岡都市圏は、今後も緩やかに人口が増加していくことなどが予測されること、また、久留米市を中心とする福岡県南地域では、広範囲の飲用井戸から水質基準を超える有害物質が検出されたことによる地下水から筑後川への水源の転換に伴う上水道の整備などにより給水人口が増加していくことが予測されることから、これらの地域では今後も水需要は増加するものと予測されているところ、水道水源の不足が問題となっている。

このような状況に対して、筑後川水系の治水対策としては、平成15年10月に策定された「筑後川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）において、年超過確率1/150年規模の洪水を対象にして基準地点荒瀬での基本高水のピーク流量を10,000 $\text{m}^3$ /秒と定め、このうち4,000 $\text{m}^3$ /秒を本件事業を含めた洪水調節施設により調節し、河道への配分流量を6,000 $\text{m}^3$ /秒としている。これを踏まえ、変更実施計画において、一級河川筑後川水系赤石川（以下「赤石川」という。）の本件事業実施地点で、赤石川流域内の人口や資産への洪水時の影響等を鑑み、年超過確率1/100年規模の洪水を対象に、計画高水流量690 $\text{m}^3$ /秒のうち570 $\text{m}^3$ /秒を本件事業により調節することとしている。

また、渇水時にも筑後川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、基本方針では、基準地点夜明において、かんがい期で概ね35 $\text{m}^3$ /秒から40 $\text{m}^3$ /秒の流量を確保することが必要としており、これを踏まえ、変更実施計画では、本件事業において4,700,000 $\text{m}^3$ の容量を確保し、他のダムと併せて渇水時に必要な流量を補給することとしている。

さらに、今後も増加することが予測される福岡都市圏及び福岡県南地域における水道水源対策として、変更基本計画において、平成27年度を目途とする当該地域における水道用水の需要水量を14.1 $\text{m}^3$ /秒とし、これに対して、近年の20年間で2番目の規模（10年に1回程度発生する規模）の渇水時においてもこれを安定的に確保することが可能となるよう考慮して、供給可能水量を17.7 $\text{m}^3$ /秒とし、このうち本件事業により1.31 $\text{m}^3$ /秒を供給することとしている。

本件事業は、これらに基づき、赤石川に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、寺内ダム等の他の多目的ダムと相まって、基準地点荒瀬での年超過確率1/150年規模の洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、筑後川流域における浸水被害が軽減されるとともに、近年の20年間で2番目の規模の渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量並びに今後も増加することが予測される福岡都市圏及び福岡県南地域における水道用水の需要水量を確保することが可能となることから、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全並びに当該地域の水道用水の安定的な確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は昭和60年度から同法等に準じて環境影響評価を任意で実施しているところ、ダム下流河川で温水傾向を示すことが予測され、これによる魚類等の水生生物の生息及び繁殖への影響が予測されるとともに、ダム貯水池地点における富栄養化が予測さ

れているが、これらについては、選択取水設備及び浅層曝気装置の設置及び運用を行うことにより影響は軽微であると評価されていることから、起業者は、これらの施設の設置及び運用を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2)失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるハヤブサ及びヤイロチョウの飛翔並びにオオタカ及びクマタカの生息が確認されているが、ハヤブサ及びヤイロチョウは営巣が確認されておらず、また、オオタカ及びクマタカについては、本件事業実施後も生息環境が広く残存することから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。さらに、本件事業地内の土地には、環境省レッドデータブックに準絶滅危惧種として掲載されているオオムラサキ等が確認されたが、起業者は、事業実施後も改変されない生息地へ幼虫の移殖を行うなど適切な措置を講じることとしている。

なお、本件事業地内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3)事業計画の合理性

本件事業は、筑後川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びに福岡都市圏及び福岡県南地域の水道用水の安定的な確保を目的として、堤高99m、総貯水容量19,600,000m<sup>3</sup>の重力式コンクリートダムを建設工事を施行するものであるが、本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量及び水道用水の需要水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、地形及び地質的条件から赤石川の東川内橋から下山集落までの範囲に限られるところ、当該範囲のうち貯水に必要なダム高を確保できるように両岸が十分高く、ダム堤頂長を短くするために両岸が接近し、また、ダムの背後に貯水量を十分確保できる位置として、竹の迫川と赤石川合流地点より下流地点とする申請案、同合流点より上流の地点とする中流案及びそれより上流の地点とする上流案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は水没戸数が最も多くなるものの、ダムの安全性を確保するために地形及び地質上、最も適していること、河床幅が最も狭く左右岸とも急峻なV字型地形であるため堤体積を最も小さくでき経済性に優れることなどから、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡

量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1)事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、筑後川は過去に何度も豪雨による氾濫が生じ浸水被害が発生していること、近年は頻繁に渇水に見舞われ、渇水時に既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境等に大きな影響を及ぼしていること、福岡都市圏及び福岡県南地域では今後も水需要が増加すると予測されているものの、水道水源が不足していることなどから、筑後川流域の浸水被害軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び当該地域の水道水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、利水者である福岡地区水道企業団や水源地の自治体の長からなる大山ダム建設促進連絡協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県日田市役所